

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

社会福祉法人 慶生会

グループホーム 清浄苑

1 グループホーム 清浄苑の概要

(1) 事業者について

法人名	社会福祉法人 慶生会
所在地	大阪市生野区巽東 4-11-10
電話番号	06-6758-1881
代表者名	理事長 永井 正史

(2) 事業所について

事業の種類	(予防) 認知症対応型共同生活介護
事業所名	グループホーム 清浄苑
管理者	坊之本 和良
介護保険事業所番号	2794001061
所在地	豊中市豊南町東 2-10-1
電話番号	06-6335-0292
F A X 番号	06-6335-0299

(3) 併設している介護サービス

地域密着型介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム 清浄苑
短期入所生活介護 (介護予防短期入所生活介護)	ショートステイ 清浄苑
サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 清浄苑
居宅介護支援 (介護予防支援)	慶生会 豊南ケアプランセンター
通所介護 (介護予防通所介護)	慶生会 リハ by デイ豊南
認知症対応型通所介護 (介護予防認知症対応型通所介護)	慶生会 ゆったりデイサービス豊南

(4) 事業所の運営方針、目的

ご利用者の心身の状況を踏まえ、一人ひとりのニーズに応じて食事・入浴・排泄等の生活全般について支援することにより、共同生活住居において、家庭的な環境のもとで、自立した生活を営めるよう、サービスを提供致します。

(5) 設備の概要

区分	数量・規模	備考
利用定員	Aユニット9人 Bユニット9人	全個室
居室	16.34 m ² ～17.15 m ²	全18室
食堂・居間	55.14 m ²	全2
トイレ	6完備	1ユニット3
浴室	2完備	1ユニット1

(6) 事業所の職員体制（令和5年1月1日現在）

職種	従事する業務	人員	備考
管理者	職員管理・業務管理	1名うち常勤 1名	
計画作成 担当者	介護サービス計画 の作成	1名うち常勤 1名（介護職兼務）	
介護職員	日常生活に必要な 援助	常勤換算 11.3名 (常勤10名 非常勤3名)	

(7) 主な職員の勤務体制

職種	勤務体制	休暇
管理者	日勤 9:00～18:00	月10休
介護職員	早出 7:00～16:00 日勤 9:00～18:00 8:00～17:00 10:00～19:00 遅出 13:00～22:00 夜勤 22:00～7:00	月10休
計画作成担当者	日勤 9:00～18:00	月10休

2 サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

- ① 認知症対応型共同生活介護計画短期利用共同生活介護計画（以下介護サービス計画）の作成
入居者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、
具体的なサービス内容を定めた介護サービス計画を作成します。
作成後は、その内容を説明し、同意を得た後に交付する。
- ② 入浴 週 2 回以上、入浴又は清拭を行います。
寝たきりの方は機械を用いて入浴を行います。
- ③ 排泄 排泄の自立を促すよう、状況に応じた支援を行います。
- ④ 健康管理 往診医師や訪問看護師による健康管理を行います。
また、緊急等必要な場合には医療機関等に引継ぎいたします。
- ⑤ 食事 管理栄養士による栄養管理により、ご利用者の身体の状況を考慮した食事の提供を行います。ご利用者様の自立支援を目的に、離床して共同生活室（兼食堂）で食事をとっていただけるよう配慮します。
- ⑥ その他自立への支援
寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
清潔で快適な生活を送っていただくため、適切な整容が行われるよう支援します。

(2) 介護保険給付以外のサービス

① 食事

ご利用者の自立支援を目的に、離床して食堂で食事をとっていただけるよう配慮します。
(食事時間)

朝食	7 : 30~8 : 30	昼食	12 : 00~13 : 00
おやつ	15 : 00~15 : 30	夕食	17 : 30~19 : 00

② 居室の提供

当事業所及び設備をご利用されるに当たりご在籍中は、家賃をご負担していただきます。

③ 理美容サービス

理容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

④ 日常生活品に係る費用

日常生活に要する費用で、ご利用者にご負担していただくことが適当であるものについての費用をご負担していただきます。

主な日常生活に要する費用は特別な食事、健康管理費、レクリエーションにおける材料費等の実費、クリーニング代です。

3 利用料

(1)サービス利用料金 一割負担(日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	<u>7,884 円</u>	<u>7,927 円</u>	<u>8,295 円</u>	<u>8,548 円</u>	<u>8,717 円</u>	<u>8,896 円</u>
うち介護保険から 給付される金額	<u>7,095 円</u>	<u>7,134 円</u>	<u>7,465 円</u>	<u>7,693 円</u>	<u>7,845 円</u>	<u>8,006 円</u>
サービス利用に 係る自己負担	789 円	793 円	830 円	855 円	872 円	890 円

サービス利用料金 二割負担 (日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	<u>7,884 円</u>	<u>7,927 円</u>	<u>8,295 円</u>	<u>8,548 円</u>	<u>8,717 円</u>	<u>8,896 円</u>
うち介護保険から 給付される金額	<u>6,307 円</u>	<u>6,341 円</u>	<u>6,636 円</u>	<u>6,838 円</u>	<u>6,973 円</u>	<u>7,116 円</u>
サービス利用に 係る自己負担	1,577 円	1,586 円	1,659 円	1,710 円	1,744 円	1,780 円

サービス利用料金 三割負担(日額)

ご利用者の要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	<u>7,884 円</u>	<u>7,927 円</u>	<u>8,295 円</u>	<u>8,548 円</u>	<u>8,717 円</u>	<u>8,896 円</u>
うち介護保険から給 付される金額	<u>5,520 円</u>	<u>5,578 円</u>	<u>5,806 円</u>	<u>5,983 円</u>	<u>6,101 円</u>	<u>6,227 円</u>
サービス利用に係 る自己負担	2,364 円	2,379 円	2,489 円	2,565 円	2,616 円	2,669 円

- ※ 上記利用料には地域区分別の単価（4級地 10.54 円）が含まれています。
- ☆ 入居者様状況・体制整備状況等により、加算させて頂く項目があります。
- ※ 利用料金に介護職員処遇改善加算Ⅰ（×111/1000）が加算されます。
- ※ 利用料金に特定処遇改善加算（×32/1000）が加算されます。
- ※ 利用料金に介護職員等ベースアップ等支援加算（×23/1000）が加算されます。

- ※ 入居より 30 日間については初期加算として {30 単位/日 (1 割負担 32 円)} が加算されます。
- ※ 利用料金に口腔衛生管理体制加算 {30 単位/月 (1 割負担 32 円)} が加算されます
- ※ 利用料金に医療連携体制加算 {39 単位/日 (1 割負担 41 円)} が加算されます。
- ※ 利用料金に認知症ケア加算 I {3 単位/日 (1 割負担 3 円)} が加算されます。
- ※ 利用料金に**生活機能向上連携加算** {200 単位/月 (1 割負担 235 円/月)} が加算されま
す。
- ※ 栄養管理体制加算 {30 単位/月 (1 割負担 32 円/月)} が加算されます。
- ※ 科学的介護推進体制加算 {40 単位/月 (1 割負担 43 円/月)} が加算されます。
- ※ 口腔・栄養スクリーニング加算 {20 単位/6 か月 (1 割負担 22 円/6 か月)}
- ※ 看取り介護を行う際には、上記利用料に看取り介護加算 (1 日あたりの単位数に
つきましては、下記解説欄のとおり) が加算されます。

【看取り介護加算について】

医師が終末期であると判断した利用者について、ご利用者又はご家族等の同意を得て医師、訪問看護師、介護職員等が共同して看取り計画書を作成し、当施設で看取り介護を行った場合、死亡日を含め 45 日を上限として、死亡月に下記の料金が加算されます。但し、在宅に戻ったり、医療機関への入院等により、当施設において看取り介護を実施した期間を除き退所した場合は、退所した日の翌日から死亡日までの間は料金の発生はありません。又、退所した日から死亡日までの期間が 45 日以上あった場合は、看取り介護加算の算定はありません。

※当該計画が作成され実施した、死亡日以前 31～45 日までは、1 日につき 76 円が加算されます。死亡日以前の 4～30 日までは 1 日につき 152 円が加算されます。死亡日の前日・前々日は 1 日につき 717 円、死亡日は 1 日 1,350 円が加算されます。

※当施設における看取り介護とは、医師が病状又は全体状態等から終末期にあると判断し、かつ、医療機関での対応の必要性が低いと判断したご利用者に対し、その身体的苦痛、苦悩を出来る限り緩和し、死に至るまでの期間、そのご利用者が一人の人間として、その人らしく充実し、納得して生き抜くことが出来るよう、日々の暮らしを営む援助をすることを目的として、ご利用者の尊厳、家族の思いに十分配慮しながら、心をこめて介護を行うことです。

※**重度化・看取りへの対応** (別紙：重度化した場合の対応に係る指針に準ずる)

- ・訪問看護職員への夜間の連絡体制を 24 時間確保し夜間帯での医療ニーズに対応します。
- ・利用者の看取りについて、医師の診断の下、本人又はご家族の同意を得ながら介護職、看護職等が協働して看取りを行います。また、職員への看取りに対する研修を行います。
- ・重度化への対応、看取り介護を実施するために慶生会訪問看護ステーション豊南サテライトと連携を図ります。

(2) 全額自己負担となる利用料金

① 家賃等

家賃／月	108,000 円 (1日あたり 3,600 円)
食費 (おやつ含む) /月	51,000 円 (1日あたり 1,700 円)
合計 (食費を 30 日換算)	159,000 円

※ 月途中の入居、退去は日割り計算致します。

※ 食費については、1食でも喫食された場合は、1日分の食費をいただきます。

※ 外泊や入院時は1日 350 円を光熱費として、差し引きます。

② おむつ代

紙おむつ・おしりふき価格表

商品名	入数	価格
リハパン用簡単装着パッド	44	1,038 円
外モレ安心パッド男女兼用	45	1,368 円
長時間安心さらさらパッド	45	1,592 円
一晩中 SkinCondition U36	36	3,053 円
リハビリパンツレギュラー S	24	2,069 円
リハビリパンツレギュラー M	22	2,069 円
リハビリパンツレギュラー L	20	2,069 円
リハビリパンツレギュラー LL	18	2,069 円
のびーるフィットテープ止め S-M	22	2,137 円
のびーるフィットテープ止め L	22	2,514 円
やわらかおしりふき	70	200 円

③ 理美容

カット : 1,600 円

カラー : 3,000 円

顔剃り : 500 円

パーマ : 3,000 円

④ 特別な食事

行事食、ご希望に基づいた特別な食事はそれに要した費用

⑤ レクリエーション

行事・余暇活動における教材・材料費等の実費

⑥ 居室の明け渡し ー精算ー

契約終了日（退去日）以降にお荷物等のお引き取りとなられる場合、お引き取り完了日（居室の明け渡し）までの期間の居住費（1日あたり 3,600 円）をご負担頂きます。

⑦ 利用料金のお支払い方法

① 利用料入居者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供月ごとに計算し、合計金額により請求いたします。

② 上記に係る請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

ご利用月の翌月 27 日に口座引落となります。引落手数料はお客様負担となります。

※手数料：UFJ 銀行の場合は、55 円・その他の口座の場合、110 円

③ お支払いを確認後、翌月の請求書と一緒に領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

4 サービス利用に当たってご留意いただくこと

① 面会時間	午前 9:00 から午後 6:00 面会簿にその都度記入してください。
② 外出、外泊	当施設の用紙で、5 日前にお申し出ください
③ 飲酒、喫煙	飲酒・喫煙は原則として禁止しています。
④ 設備の利用	施設の居室や設備・器具は本来の使用法に従ってご利用ください。これに反した使用により破損した場合、賠償していただく場合があります。
⑤ 所持品の持ち込み	電気製品等の持ち込みはご相談ください。
⑥ 迷惑行為等	下記事項を遵守し、違反した場合、直ちに契約の解除を行うことがあり得る イ) 他の利用者様や職員にセクシャルハラスメントや暴力行為があった、またその恐れが多い ロ) 大声・暴言または脅迫的な行動により他の利用者様に迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた ハ) 解決し難い要求を繰り返し行い、施設サービス業務を妨げた ニ) 建物設備等を故意に破損した ホ) 生活に必要なでない危険な物品を持ち込んだ ヘ) 自殺、自傷、他傷行為または薬物乱を行った、またその恐れが強い
⑦ 貴金属の所持	貴金属は所持しないようにしてください。
⑧ 現金等の所持	現金は原則的に所持しないでください、
⑨ その他	施設内での営利行為や宗教の勧誘、政治活動などは禁止します。ペットの飼育はできません。危険物・火気類の取扱いは禁止します。ライター等は施設にお預けください。

5 緊急時等の対応方法

事故や体調の急変等が生じた場合は事前の打ち合わせに基づき、ご家族や主治医、協力医療機関へ連絡いたします。当事業所所定の用紙に必要事項をご記入ください。

6 協力医療機関

医療法人純幸会 関西メディカル病院 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番7-2号

7 協力歯科

うらたデンタルクリニック 大阪市旭区高殿6-3-15 ハイツアドニス 2F

8 協力介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 清浄苑 豊中市豊南町東2-10-1

9 相談・苦情の対応

(1) 相談窓口

提供したサービスに関するご利用者及びそのご家族からの相談及び苦情をお受けするための窓口を設置します。

苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所在地：豊中市豊南町東2丁目10番1号 電話番号：06-6335-0292 F A X：06-6335-0299 受付時間：9:00～18:00（月～金曜日） ※施設内にご意見箱も設置しておりますので、ご活用下さい。
【市町村（保険者）の窓口】	【豊中市福祉部長寿社会政策課】 所在地：豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号：06-6858-2838 F A X：06-6858-3146 受付時間：8:45～17:15（月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）
	【『話して安心、困りごと相談』】 所在地：豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話番号：06-6858-2815 F A X：06-6854-4344 受付時間：9:00～17:15（月曜日～金曜日、但し、祝日・12月29日～1月3日を除く）

【公的団体の窓口】	<p style="text-align: center;">【大阪府国民健康保険団体連合会】</p> <p style="text-align: center;">所在地：大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 (中央大通 FN ビル内)</p> <p>電話番号：06-6949-5418</p> <p>受付時間：9:00~17:00 (月曜日~金曜日、但し、祝日・12月29日~1月3日を除く)</p>
-----------	--

(2) 相談・苦情処理の手順

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための手順は以下のとおりです。

- ① ご利用者及びそのご家族からの苦情を随時受け付け、正確に状況の把握をします。
- ② 苦情の受付から解決、改善までの経過と結果について苦情受付書に記録します。
- ③ 苦情内容を確認の上、苦情処理委員会を開催し、苦情の原因調査を行い、解決策を検討します。
- ④ 苦情申し出者との話し合いにおいて原因の報告、解決策の提示をし、苦情の解決を図ります。

10 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選択しています。

虐待防止に関する責任者	坊之本 和良
-------------	--------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

11 第三者による評価の実施状況

実施状況	1. あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり	2 なし
	2. なし			

12 身体拘束について

- (1) 事業者は、認知症共同生活介護サービスの提供に当たって、当該入居者又は他利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行わない。

- (2) 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
- ① 身体拘束適正化委員会を設置する。
 - ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
 - ③ 緊急やむを得ない場合に身体拘束をする時は、あらかじめ身元引受人に入居者の身体拘束に至る経緯を十分に説明し、同意を得るものとする。
 - ④ 身体拘束適正化委員会を毎月1回以上開催するとともに、その結果について、施設職員に周知徹底を図る。
 - ⑤ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ⑥ 施設職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施する。

13 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- (1) 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業者及び事業者の使用する者（以下「事業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- (3) また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- (4) 事業者は、事業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、事業者である時期及び職員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

② 個人情報の保護について

- (1) 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め分書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- (2) 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- (3) 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示にさいして複写料などが必要な場合は利用者負担となります。）

14 非常災害対策

事業所に、非常災害に関する担当者（防火管理者）と、具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を年 2 回行います。また、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業者に通知するものとします。

15 衛生管理等

- ① 指定認知症共同生活介護〔指定介護予防認知症共同生活介護〕の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 指定認知症共同生活介護事業所〔指定介護予防認知症共同生活介護事業所〕において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保険所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

16 事故発生時の対応方法について

- ① 事業所は、利用者がサービスの利用中に事故が発生した場合、指定された緊急連絡先に事故発生時の経過及び状況説明を行い、直ちに適切な対応を講じます。
- ② 事業所は、速やかに市町村に連絡し、その状況等を記録します。
- ③ 事業所は、利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

《第一緊急連絡先》

氏名	
住所	
電話番号	
続柄	

令和 年 月 日

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項を説明いたしました。

事業所 グループホーム 清浄苑

説明者

利用契約の締結にあたり、上記の重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住 所 _____

氏 名 _____

連帯保証人 住 所 _____

氏 名 _____

続 柄 _____